2	(1)　東京都千代田区隼町１－１ (111.64) (2)　東京都港区芝公園４－２－８ (130.88)	北緯35度40分58秒東経139度44分36秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　静岡県伊豆市管引字天城山管引入638－90 (1204.00) (2)　東京都渋谷区神南２－２－１ (119.50)	北緯35度18分14秒東経139度23分21秒の地点と北緯35度39分52秒東経139度41分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　神奈川県足柄下郡箱根町大字元箱根字駒ケ岳国有林79林班イ小班内 (1336.90) (2)　東京都渋谷区神南２－２－１ (127.10)	北緯35度13分25秒東経139度01分41秒の地点と北緯35度39分57秒東経139度41分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　東京都渋谷区神南２－２－１ (121.40) (2)　群馬県前橋市富士見町赤城山１－２ (1685.00)	北緯35度39分57秒東経139度41分46秒の地点と北緯36度32分21秒東経139度10分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都練馬区北町４丁目１番１号 (118.70) (2)　東京都新宿区市谷本村町５番１号 (227.00)	北緯35度45分50秒東経139度39分40秒の地点と北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都新宿区市谷本村町５番１号 (227.00) (2)　千葉県柏市十余二175番地４ (109.30)	北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点と北緯35度53分20秒東経139度56分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都新宿区市谷本村町５番１号 (207.00) (2)　東京都練馬区大泉学園町 (130.00)	北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点と北緯35度46分45秒東経139度35分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都新宿区市谷本村町５－１ (227.00) (2)　東京都青梅市柚木町２－1009 (704.50)	北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点と北緯35度47分20秒東経139度11分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　埼玉県三郷市新和２－442 (64.40) (2)　東京都江戸川区東篠崎町250 (67.80)	北緯35度49分05秒東経139度53分16秒の地点と北緯35度46分40秒東経139度53分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度46分29秒東経139度53分58秒の地点と北緯35度46分09秒東経139度54分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度45分10秒東経139度54分19秒の地点と北緯35度45分00秒東経139度54分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度44分21秒東経139度54分32秒の地点と北緯35度42分08秒東経139度55分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　東京都江戸川区東篠崎町250 (62.80) (2)　東京都葛飾区高砂１－３－15 (25.70)	北緯35度42分08秒東経139度55分08秒の地点と北緯35度43分13秒東経139度53分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　千葉県柏市十余二175－４ (112.50) (2)　茨城県土浦市右籾2410 (57.60)	北緯35度53分19秒東経139度56分17秒の地点と北緯35度59分12秒東経140度06分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分15秒東経140度06分10秒の地点と北緯35度59分37秒東経140度06分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分41秒東経140度06分53秒の地点と北緯35度59分42秒東経140度06分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分44秒東経140度06分58秒の地点と北緯35度59分49秒東経140度07分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度00分40秒東経140度08分31秒の地点と北緯36度00分46秒東経140度08分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 (121.80) (2)　東京都練馬区北町４丁目１番１号 (118.70)	北緯35度49分54秒東経139度25分42秒の地点と北緯35度49分46秒東経139度26分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度49分34秒東経139度26分49秒の地点と北緯35度45分50秒東経139度39分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　東京都福生市大字福生2552 (158.10) (2)　東京都府中市浅間町１－５－５ (141.00)	北緯35度43分40秒東経139度22分49秒の地点と北緯35度40分32秒東経139度29分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　東京都青梅市柚木町２－1009 (704.50) (2)　東京都福生市大字福生2552 (163.80)	北緯35度47分20秒東経139度11分18秒の地点と北緯35度47分08秒東経139度11分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度47分07秒東経139度11分57秒の地点と北緯35度44分16秒東経139度20分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　東京都青梅市柚木町２－1009 (699.50) (2)　埼玉県狭山市稲荷山２－３ (121.00)	北緯35度47分20秒東経139度11分18秒の地点と北緯35度50分18秒東経139度23分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　栃木県小山市城北２－14－１ (154.40) (2)　栃木県小山市駅東通り１－23－９ (61.70)	北緯36度19分30秒東経139度48分56秒の地点と北緯36度18分48秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域